

1. 食品表示制度の検討・担保（消費者庁食品表示課）

令和7年度予算額 63百万円（令和6年度予算額 63百万円）

資料4-1

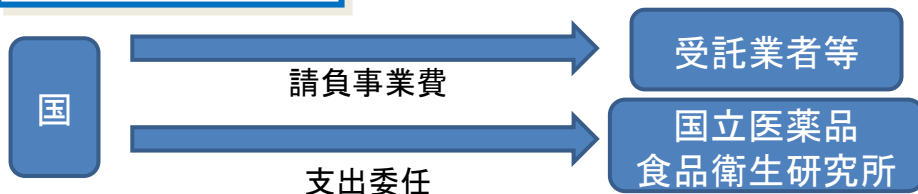
事業概要・目的・必要性

- 最新の食物アレルギーに関する調査において症例数の増加が著しい木の実類等について、その義務表示化の検討や将来的な義務化に向けて、エビデンスの集積、公定検査法の開発及び調査が必要。
- 遺伝子組換え農産物を検出するための公定検査法について、国内における遺伝子組換え農産物の流通実態に即して、適時に改良を進める必要。また、食物アレルギーの義務表示対象となっている各品目に対応する公定検査法について、検出精度を高めるための改良を進める必要。
- さらに、消費者基本計画工程表（令和2年7月消費者政策会議決定）において、各種施策の効果を測定するための指標として位置付けられ、また、食品表示制度における課題検討のために活用されている消費者意向調査について、継続的に実施する必要。

事業イメージ・具体例

- 食物アレルギー表示制度の検証推進
食物アレルギーがある消費者の安全・安心の確保のため、適切なアレルギー表示対象品目の追加に向けて、公定検査法の開発やエビデンスの集積を進めるとともに、制度の適切な運用のために、引き続き事業者等を対象とした各種調査を実施。
- 食品表示制度に係る公定検査法の改良
国内における遺伝子組換え農産物の流通実態に即して、遺伝子組換え食品に係る公定検査法を改良するとともに、食物アレルギー表示の信頼性確保のため、食物アレルギーに係る公定検査法の改良を実施。
- 食品表示制度の検討に必要な調査
消費者による食品表示の活用状況やニーズを把握することを目的とした大規模な意向調査（1万人対象）を実施。

資金の流れ



期待される効果

- 科学的な裏付けを基にした食品表示制度の適正な運用
- 消費者の実態及びニーズを捉えた食品表示施策の企画立案

2. 食品表示制度（保健機能食品制度等を除く。）の適正化・充実

3. 食品表示制度の普及・啓発

（消費者庁食品表示課）

令和7年度予算額 21百万円（令和6年度予算額 28百万円）

事業概要・目的・必要性

- 平成27年度から施行された食品表示法に基づく食品表示制度について、引き続き適切な運用を図る必要。特にアレルギー表示対象品目については、症例数の実態調査を継続的に実施して把握する必要。
- 消費者にとって見づらい等の食品表示における課題を解決し、分かりやすく活用される食品表示とするため、食品表示の全体像に関する報告書（令和元年8月消費者委員会食品表示部会）を踏まえ、消費者の表示の利活用の実態等の現状把握を行うことを目的とした調査等を実施し、その結果を踏まえた検討を行う。その際、食料供給のグローバル化の進展を踏まえ、合理的かつシンプルで分かりやすい食品表示制度の在り方について、国際的な動向（コーデックス規格等）との整合性も踏まえながら、有識者から成る懇談会（食品表示懇談会）において順次議論していく。
【農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和4年12月5日改訂
農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議）】
- 食品表示制度は、食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保を図るものであり、消費者の一層の活用推進のためには、消費者に対して表示の意味の正しい理解を促すための、戦略的な普及・啓発が必要。（食品表示制度については、消費者に対して制度の適切な普及・啓発を行うよう消費者委員会の答申書等でも求められている。）

事業イメージ・具体例

- 食品表示制度の適正化・充実に必要な調査等
アレルギー表示対象品目の追加等の検討を行うための症例数の実態把握調査等を実施。
- 食品表示に関する懇談会の開催
食品表示懇談会及びその分科会を開催し、
 - ① コーデックス委員会において、食品表示情報の提供へのテクノロジーの活用に関するガイドラインが採択されたこと等を鑑み、食品表示へのデジタルツールの活用について、容器包装への表示に代えて代替的な手段によって情報提供を充実させることとした場合の議論を進める。
 - ② 横断的な基準に合わせる方向で見直すことを基本としつつ、食品ごとの個別の事情や制定の経緯、消費者の要望等を踏まえながら検討を進める。
- 効果的な媒体・手段を活用した情報発信
地方公共団体、事業者団体、消費者団体及び専門機関等と連携した食品表示制度の戦略的な普及・啓発を目的として、消費者団体と連携した消費者へのセミナーを実施するとともに、テーマ別表示事項とこれに関心の高い世代・属性を関連付けて、各世代に効果的な媒体（SNS・雑誌等）を用いて情報発信を実施。

資金の流れ

国

請負事業費

受託業者等

期待される効果

- 食品表示制度の適正化・充実
- 消費者への情報提供の適正化・充実
- 消費者の食品表示制度の理解度の上昇

○ 食物アレルギー表示制度の検証推進（消費者庁食品表示課）

令和6年度補正予算

5百万円

事業概要・目的・必要性

- 食物アレルギー表示制度は、平成13年度に創設されてから20年余りが経過しているが、対象品目が期間の経過に伴い増加してきている。

（参考 H13からR5までの対象品目の増加数）

1. 義務表示 5→8（+3）
2. 推奨表示 19→20（+5、▲4）

- 対象品目の検討については、主に全国実態調査による症例数等を参照し、

①特定原材料については、アレルギー患者が急増したくるみにおいては、令和5年3月に義務表示化を行い、同年4月にはカシューナッツの義務表示化に向けた検討に着手し、

②特定原材料に準ずるものについては、令和5年6月に「アレルゲンを含む食品に関する表示のうち、特定原材料に準ずるものの対象の考え方について」をとりまとめており、本考え方に基づき令和6年3月にマカダミアナッツを追加し、まつたけを削除したところ。今後も実態調査の結果を踏まえ、随時見直しを実施することが必要となる。

- 食物アレルギー表示の対象品目の追加や削除を行う際には、食品関連事業者等における加工度や国内消費量等の流通実態も確認する必要があることから、症例数等により検討を要する対象品目に関する調査を実施することで、適切な対象品目の検討を進めていくことが必要である。

事業イメージ・具体例

- 食物アレルギー表示の対象品目の検討に資する加工食品に関する流通実態調査等

表示対象品目の適正性を検証するため、対象品目の加除を見据え、当該品目の症例数等のみならず、食品関連事業者等における使用実態及び表示等に係る調査とともに、各業界団体等のヒアリングを実施し、今後の方針を検討するための調査を実施。

（参考 調査項目案等）

- ・任意表示欄等への付加価値表示
- ・原材料表示の有無
- ・加工度
- ・国内消費量
- ・国際整合性
- ・臨床医の指導方法など



資金の流れ

国

請負事業費

受託業者等

期待される効果

- 食物アレルギー表示制度の対象品目の使用実態を調査し、適切に検証することで、食物アレルギー患者等への危害を未然に防止することが期待される。

○ 外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供の推進

(消費者庁食品表示課)

令和6年度補正予算 5百万円

事業概要・目的・必要性

- 外食・中食における食物アレルギーに関する取組について、厚生労働省「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」の令和3年度改正において、「国は情報提供に関する取組等を積極的に推進する」旨が追加されたことを踏まえた検討が必要である。

(参考)アレルギー疾患対策基本法に基づく「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」(抜粋)
外食・中食における食物アレルギー表示については、それらを利用する消費者の需要や誤食事故等の実態に基づき、関係業界と連携し、実行可能性にも配慮しながら、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。

- 外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供に一律のルールを構築することは、①事業規模や営業形態が非常に幅広く、原材料の調達経路や調理器具が多様である、②商品の種類が多岐に渡り、原材料が頻繁に変わることや厨房等でのコンタミネーション防止には専用の調理スペースが必要となる、③参考となる国際基準が存在しないこと等により、困難である。
- そのような中、平成26年には外食等事業者がアレルゲン情報を提供する場合に係る基本的な留意事項をまとめた「外食等におけるアレルゲン情報の提供の在り方検討会中間報告」を策定し、普及啓発を行ってきた。
- しかしながら、策定から10年が経過し、同じ情報提供をする事業者間においても対応度合いに差があることや、店舗におけるタッチパネル注文の普及や調理の自動化等の環境変化を踏まえ、中間報告の更新が必要である。
- 更新にあたり、事業者が提供する情報に見合った取組を促すためには、患者にとって有益な情報提供の在り方を把握することが重要であることから、令和8年度以降の「外食等におけるアレルゲン情報の提供の在り方検討会中間報告」の更新に向け、これらの調査を行う。

事業イメージ・具体例

- 患者にとって有益な情報提供に関する調査

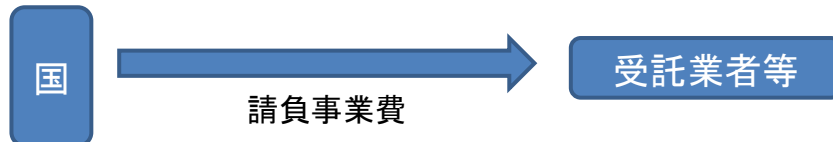
全国食物アレルギー患者及び家族に対して、外食・中食の喫食において、患者の重症度（アレルゲンの意図しない混入（コンタミネーション）の回避が必要な者、一次原材料の回避までで食することができる者等）と対応する外食・中食事業者へ求める情報提供の内容や対象となる事業者の規模・調理環境等について、アンケートやヒアリングを通じた調査を行う。

調査項目案

- ・ アレルゲンの種類
- ・ 医師の診断有無
- ・ 医師の指導内容
- ・ 症状
- ・ 回避する加工食品の種類
- ・ 事故経験
- ・ 求める情報の度合い
- ・ 求める外食事業者の規模や調理環境

など

資金の流れ



期待される効果

- 食物アレルギー患者が求める有益な情報提供が行われることで、患者が安心して外食・中食を利用できる社会の実現が期待される。